

写

7 農 産 第 3 2 1 3 号

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 4 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。